

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年1月19日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 石谷 俊史

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している航空統合気象観測システム（以下「AIMOS」という。）のソフトウェアを改修するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本ソフトウェアの構造及び動作を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 航空統合気象観測システムソフトウェアの機能追加
- (2) 業務内容 航空統合気象観測システムに搭載されているソフトウェアの機能追加
- (3) 履行期限 令和5年3月24日（金）

3 業務目的

AIMOS は、空港及び周辺の気象観測、その気象状態の監視、観測データ等の迅速な提供を行う重要なシステムである。

本件は、気象庁本庁現業から航空官署・航空気象観測所へ AIMOS の障害状況・メンテナンス状況をリアルタイムに共有する機能、空港における観測装置の機器状況の送信機能及び、気象庁本庁現業に対し機器状況の報知を行う機能について、AIMOS ソフトウェアの機能追加を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本調達での本ソフトウェアの機能追加を実施するためには、AIMOS が空港及び周辺の気象観測、その気象状態の監視及び観測成果を運航関係機関へ迅速に提供を行うためのシステムであること、また、業務運用上、極めて高い信頼性や耐障害性、障害発生時に被害を最小限に留める的確な対策を施し、航空気象観測業務に支障を与えずに本業務を継続する必要があることから、本ソフトウェアの設計を十分に理解し、システムの構造等について詳細な知識を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本ソフトウェアの性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足させるようソフトウェアに機能追加を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を要すること。

(4) 守秘性に関する要件

①当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務に起因するシステムの不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

(7) 業務実績に関する要件

航空気象業務システムの業務ソフトウェアを制作・機能追加した実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 藤田 めぐみ

電話 03-6758-3900（内線 2520）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年1月19日（木）から令和5年2月7日（火）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月8日(水) 17時まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)
又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において
関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出
することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当
入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。